議案第八十三号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年十一月三十日

提出者　杉並区長　山田　宏

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和五十年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第五条から第十一条の二まで」を「第四条の三」に改める。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（一般の退職手当）

第四条の三　退職した者に対する退職手当の額は、次条から第十一条の二までの規定により計算した退職手当の基本額に、第十一条の三の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第五条の見出しを「（普通退職の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第一項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「調整額」という。）を除く。以下同じ」を「給料の調整額」という。）を除く。以下「退職日給料月額」という」に改め、同条第二項中「その者の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に、「当該給料月額に五十を」を「その」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第七条の見出しを「（定年退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第一項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「退職の日におけるその者の給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第二項中「その者の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に、「当該給料月額に五十九・二を」を「その」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第八条の見出しを「（整理退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条第一項中「又はその」を「、又はその」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「退職の日におけるその者の給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第二項及び第五項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第九条の二の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「並びに第八条第一項及び第五項」を「、第八条第一項並びに次条第一項第一号及び第二号」に、「これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」」を「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条及び第八条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合

		計額
第九条の三第一項第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第九条の三第一項第二号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額に、
第九条の三第一項第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第八条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第九条の二の次に次の一条を加える。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第九条の三　退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をす

る条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第五条から第八条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一　その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第八条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二　退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ　その者に対する退職手当の基本額が第五条から第八条までの規定により計算した退職手当の基本額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ　前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2　前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職（一般の退職手当が支給されることとなる退職に限る。）の日以前の期間のうち、次に掲げる期間をいう。

一　職員としての引き続いた在職期間

二　この条例の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた在職期間又は引き続くものとみなされた在職期間

第十条の見出し中「退職手当」を「一般の退職手当」に改め、同条中「又は第八条第一項」を「、第八条第一項又は第十一条の三」に、「退職手当」を「一般の退職手当」に改める。

第十一条の二の見出しを「（給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額）」に改め、同条第一項中「において調整額」を「までの規定において給料の調整額」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「調整額の額」を「給料の調整額の額」に、「に調整額」を「に給料の調整額」に、「調整額を」を「給料の調整額を」に改め、同条第二項中「において」を「までの規定において」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第三項中「勤続期間」を「在職期間」に、「調整額及び教職調整額」を「給料の調整額及び教職調整額」に、「調整額等」を「給料の調整額等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（退職手当の調整額）

第十一条の三　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者に対して、次項の規定により付与されたポイントのうち、評価期間におけるものを合計したものに第五項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。

2　任命権者は、職員に対し、当該職員が属する次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める数（以下「ポイント」という。）を会計年度ごとに確定し、これを付与する。この場合において、当該職員に、地方公務員法第二十八条の規定による休職、同

法第二十九条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）がある場合その他規則で定める事由がある場合は、当該ポイントについて、規則で定めるところにより必要な調整を行う。

一　第一号区分　二百四十
二　第二号区分　百九十
三　第三号区分　百四十
四　第四号区分　九十
五　第五号区分　七十
六　第六号区分　六十
七　第七号区分　五十
八　第八号区分　零

3　前項各号に掲げる職員の区分は、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4　第一項の評価期間とは、退職（退職手当の基本額が支給されることとなる退職に限る。以下この項において同じ。）をした者の基礎在職期間（第九条の三第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）のうち、退職をした日の属する会計年度を含む二十年

度間（退職をした日が当該退職をした会計年度の初日から二月末日までである場合は二十一年度間）をいう。

5　退職手当の調整額の単価は、千円とする。

6　前各項に定めるもののほか、退職手当の調整額に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第十二条第一項中「退職手当」を「退職手当の基本額」に、「職員として」を「職員としての」に改め、同条第三項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改め、同条第四項中「うち、地方公務員法第二十八条の規定による休職、同法第二十九条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）」を「うちに休職月等」に改め、「二分の一」の下に「（育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限り三分の一）」を加え、同条第六項ただし書中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第七項中「第八条第二項」を「第八条第二項の規定による退職手当の基本額」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

2　一般の退職手当のうち、第十一条の三の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、退職手当の基本額が支給されない者には支給しない。

第十六条第一項中「に定められた退職手当」を「の規定による一般の退職手当」に、

「退職手当の額）」を「一般の退職手当の額）」に改め、同条第二項中「退職手当を」を「一般の退職手当を」に、「、前項後段」を「、同項後段」に、「退職手当の額から」を「一般の退職手当の額から」に、「において前項後段」を「において、同項後段」に、「退職手当の額が」を「一般の退職手当の額が」に、「前条の規定による退職手当の額以下」を「同条の規定による退職手当の額以下」に、「退職手当は」を「一般の退職手当は」に改め、同条第三項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第十六条の三第一項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第十六条の二第一項及び第五項並びに第十六条の三第一項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

第十八条ただし書中「勤続期間」を「在職期間」に改める。

附則第五項中「退職手当」を「一般の退職手当」に、「第十一条の二」を「第十一条の三」に改める。

附則第六項中「条例」を「この条例」に、「退職手当の額は」を「退職手当の基本額は」に、「退職の日におけるその者の給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同項ただし書中「算入しない」を「通算しない」に、「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同項第一号中「の退職手当」を「の退職手当の基本額」に、「退職手当の額の当該給料月額」を「退職手当の基本額の当該退職日給料月額」に改め、同項第二号中「退職手当」を「退職手当の基本額その他この条例の規定による退職手当に相当する給与」に改める。

附則第十三項中「調整額」を「給料の調整額」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則中第十二項を第十三項とし、第七項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第六項

の次に次の一項を加える。

7　前項に規定する退職手当に相当する給与の支給を受けた者の第十一条の三の規定の適用については、通算対象期間は、同条第四項に規定する基礎在職期間に含まないものとする。

附　則

1　この条例は、平成十九年一月一日から施行する。

2　この条例による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第四条の三（退職手当の調整額に係る部分に限る。）、第十一条の三、第十三条第二項、附則第五項（退職手当の調整額に係る部分に限る。）及び附則第七項の規定は、平成十九年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3　職員がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成十九年三月三十一日までの間に退職する場合における新条例第五条、第七条、第八条第一項及び第九条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	に、その	を千分の九百九十一で除して得た額（百円未満の端数はこれを切り捨てる。）に、その
第五条第二項、第七条及び第八条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額を千分の九百九十一で除して得た額（百円未満の端数はこれを切

第九条の二の表第七条及び第八条第一項の項	退職日給料月額及び退職日給料月額	退職日給料月額を千分の九百九十一で除して得た額（百円未満の端数はこれを切り捨てる。）及び退職日給料月額を千分の九百九十一で除して得た額（百円未満の端数はこれを切り捨てる。）

り捨てる。）

4　平成十九年四月一日に在職する職員には、昭和六十二年度から平成十八年度までのその職員の在職期間に応じて、新条例第十一条の三の規定を適用したならば付与されることとなるポイントを同日に付与する。

5　平成十九年四月一日以後に退職する者（新条例第五条第一項の規定に該当する者を除く。）の新条例第十一条の三第一項の規定により合計したポイント（以下「合計ポイント」という。）が、次の表の上欄に掲げるその者が退職した日の属する会計年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるその者の基礎在職期間（新条例第九条の三第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の区分ごとに定めるポイントに達しないときは、当該ポイントをその者の合計ポイントとする。

会計年度		平成十
基礎在職期間	十八年未満	零
	十八年以上二十年未満	五百
	二十年以上二十二年未満	六百
	二十二年以上二十四年未満	七百
	二十四年以上二十六年未満	八百
	二十六年以上二十八年未満	九百
	二十八年以上	千

九年度							
平成二十年度	零	四百	四百八十	五百六十	六百四十	七百二十	八百
平成二十一年度	零	三百	三百六十	四百二十	四百八十	五百四十	六百
平成二十二年度	零	二百	二百四十	二百八十	三百二十	三百六十	四百
平成二十三年度	零	百	百二十	百四十	百六十	百八十	二百

6　新条例第十一条の三第五項に規定する退職手当の調整額の単価は、その者が退職した日における杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）附則第十二項及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）附則第六項の規定による地域手当の支給割合が、次の表の上欄に掲げる割合である場合は、同条第五項の規定にかかわらず、当該下欄に定める額とする。

百分の十三	百八十円
百分の十四	三百六十円

百分の十五	五百二十円
百分の十六	六百八十円
百分の十七	八百六十円

7　基礎在職期間の初日が施行日前である者の新条例第九条の三第一項の規定の適用については、同項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成十九年四月一日以後の期間に限る。）」とする。

8　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（提案理由）

退職手当の算出方法を改める必要がある。

資　料　1

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新条例	旧条例
（退職手当の支給） 第三条　略 ２　第四条の三の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第十四条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。 （一般の退職手当） 第四条の三　退職した者に対する退職手当の額は、次条から第十一条の二までの規定により計算した退職手当の基本額に、第十一	（退職手当の支給） 第三条　略 ２　第五条から第十一条の二までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第十四条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

条の三の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第五条　第七条第一項、第八条第一項又は第十条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（杉並区職員の給与に関する条例第九条の規定に基づく給料の調整額（以下「給料の調整額」という。）を除く。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一～六　略

2　前項の規定により計算した金額が、退職日給料月額　　　に五十を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その　　　乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退

（普通退職の場合の退職手当）

第五条　第七条第一項、第八条第一項又は第十条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対して支給する退職手当の額　は、退職の日におけるその者の給料月額（杉並区職員の給与に関する条例第九条の規定に基づく給料の調整額（以下「調整額」という。）を除く。以下同じ　　　。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一～六　略

2　前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における給料月額に五十を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に五十を乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退

資　料　1

職手当の基本額とする。

（定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第七条　定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、杉並区職員の定年等に関する条例（昭和五十九年杉並区条例第四号）第四条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）、これに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一～五　略

2　前項の規定により計算した金額が、退職

職手当の額　　　とする。

（定年退職等の場合の退職手当）

第七条　定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で、杉並区職員の定年等に関する条例（昭和五十九年杉並区条例第四号）第四条の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）、これに準ずる理由その他その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるもの、規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一～五　略

2　前項の規定により計算した金額が、その

日給料月額　　　　に五十九・二を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、その　　　乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第八条　地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき、勧奨を受け、又はその意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職日給料月額　　　　に、その者の勤続期間を前条第一項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

2　前項に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の基本額が、退職の

者の退職の日における給料月額に五十九・二を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に五十九・二を乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の額　　とする。

（整理退職等の場合の退職手当）

第八条　地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定に該当する理由又はこれに準ずる理由により、任命権者があらかじめ区長と協議して定めた計画に基づき、勧奨を受け又はその　意に反して退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に対して支給する退職手当の額　　は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を前条第一項各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

2　前項に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の額　　が、退職の

日におけるその者の基本給月額に当該各号
に掲げる割合を乗じて得た額に満たないと
きは、同項の規定にかかわらず、その乗じ
て得た額をもつてその者に対して支給する
退職手当の基本額とする。

一～四　略

3及び4　略

5　前条第二項の規定は、第一項の退職手当の基本額の計算について準用する。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第九条の二　第七条第一項の規定に該当する者（規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者を除く。）を除く。）又は第八条第一項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退職の日の

日におけるその者の基本給月額に当該各号
に掲げる割合を乗じて得た額に満たないと
きは、同項の規定にかかわらず、その乗じ
て得た額をもつてその者に対して支給する
退職手当の額　　とする。

一～四　略

3及び4　略

5　前条第二項の規定は、第一項の退職手当の額　　の計算について準用する。

（定年前早期退職者に対する退職手当　　に係る特例）

第九条の二　第七条第一項の規定に該当する者（規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者を除く。）を除く。）又は第八条第一項の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退職の日の

属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第七条、第八条第一項並びに次条第一項第一号及び第二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの

とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条及び第八条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第九条の三第一項	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額

属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第七条並びに第八条第一項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」とする。

資　料　1

第一号	額	額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第九条の三第一項第二号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額に、
第九条の三第一項第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第八条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第九条の三　退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第五条から第八条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一　その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第八条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二　退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ　その者に対する退職手当の基本額が第五条から第八条までの規定により計算した退職手当の基本額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ　前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2　前項の基礎在職期間とは、その者に係る

退職（一般の退職手当が支給されることとなる退職に限る。）の日以前の期間のうち、次に掲げる期間をいう。

一　職員としての引き続いた在職期間

二　この条例の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた在職期間又は引き続くものとみなされた在職期間

（非違により勧奨を受けて退職した者に対する一般の退職手当）

第十条　第五条第一項、第七条第一項、第八条第一項又は第十一条の三の規定にかかわらず、職員が非違により勧奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、任命権者が区長と協議の上、一般の退職手当を支給せず、又は第五条の規定により計算した額から一部を減額した額をもつてその者の一般の退職手当の額とする。

（給料の調整額等の支給を受けた者の退職手

（非違により勧奨を受けて退職した者に対する退職手当）

第十条　第五条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定にかかわらず、職員が非違により勧奨を受けて退職した場合においては、非違の程度に応じて、任命権者が区長と協議の上、退職手当を支給せず、又は第五条の規定により計算した額から一部を減額した額をもつてその者の退職手当の額とする。

（調整額の支給を受けた者の退職手当）

当の基本額）

第十一条の二　第五条から第八条までの規定において給料の調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第五条から第八条までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第八条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

2　第五条から第八条までの規定において退職時に杉並区幼稚園教育職員の給与等に関

第十一条の二　第五条から第八条において調整額　　の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の額　　は、第五条から第八条までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の調整額の額　　（退職の日に調整額　　の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた調整額の額　　に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、調整額を　　受けていた期間を第五条から第八条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

2　第五条から第八条において　　退職時に杉並区幼稚園教育職員の給与等に関

する特別措置に関する条例（平成十二年杉並区条例第十九号）第三条の教職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、第五条から第八条までの規定又は前項の規定により計算して得た額に、退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間を第五条から第八条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

3　第十二条第五項の規定により在職期間が通算されることと定められている東京都、他の特別区及び特別区の一部事務組合の職員の当該期間内に当該東京都、他の特別区及び特別区の一部事務組合の条例等により、前二項の給料の調整額及び教職調整額（以下「給料の調整額等」という。）と同様のものを受けていた期間がある者の当該期間及び当該額は前二項の給料の調整額等を受けていた期間及び額とみなす。

する特別措置に関する条例（平成十二年杉並区条例第十九号）第三条の教職調整額の適用のある者の退職手当の額は、第五条から第八条までの規定又は前項の規定により計算して得た額に、退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間を第五条から第八条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

3　第十二条第五項の規定により勤続期間が通算されることと定められている東京都、他の特別区及び特別区の一部事務組合の職員の当該期間内に当該東京都、他の特別区及び特別区の一部事務組合の条例等により、前二項の調整額及び教職調整額（以下「調整額等」という。）と同様のものを受けていた期間がある者の当該期間及び当該額は前二項の調整額等を受けていた期間及び額とみなす。

資　料　1

（退職手当の調整額）

第十一条の三　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者に対して、次項の規定により付与されたポイントのうち、評価期間におけるものを合計したものに第五項に定める退職手当の調整額の単価を乗じて得た額とする。

2　任命権者は、職員に対し、当該職員が属する次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める数（以下「ポイント」という。）を会計年度ごとに確定し、これを付与する。この場合において、当該職員に、地方公務員法第二十八条の規定による休職、同法第二十九条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定によ

る大学院修学休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）がある場合その他規則で定める事由がある場合は、当該ポイントについて、規則で定めるところにより必要な調整を行う。

一　第一号区分　二百四十
二　第二号区分　百九十
三　第三号区分　百四十
四　第四号区分　九十
五　第五号区分　七十
六　第六号区分　六十
七　第七号区分　五十
八　第八号区分　零

3　前項各号に掲げる職員の区分は、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定め

資　料　１

る。

４　第一項の評価期間とは、退職（退職手当の基本額が支給されることとなる退職に限る。以下この項において同じ。）をした者の基礎在職期間（第九条の三第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）のうち、退職をした日の属する会計年度を含む二十年度間（退職をした日が当該退職をした会計年度の初日から二月末日までである場合は二十一年度間）をいう。

５　退職手当の調整額の単価は、千円とする。

６　前各項に定めるもののほか、退職手当の調整額に関し必要な事項は、任命権者が定める。

（勤続期間の計算）
第十二条　退職手当の基本額の算定の基礎となる期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

（勤続期間の計算）
第十二条　退職手当　　　　の算定の基礎となる期間の計算は、職員として　引き続いた在職期間による。

2　略

3　職員が退職した場合（次条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4　前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一月以上あつたときは、その月数の二分の

2　略

3　職員が退職した場合（次条各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4　前三項の規定による在職期間のうち、地方公務員法第二十八条の規定による休職、同法第二十九条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）が一月以上あつたときは、その月数の二分の

一（育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限り三分の一）に相当する月数（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する理由又はこれに準ずる理由により、現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前三項により計算した在職期間から除算する。ただし、同法第二十八条第二項第二号の規定に該当した者に係る休職において無罪の判決が確定した場合の休職期間及び教育公務員特例法第十四条の規定による休職期間については、この限りでない。

5　略

6　前各項の規定により計算した在職期間に一年未満の端月数がある場合には、六月以上の端月数はこれを一年とし、六月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第七条又は第八条の規定による退職手当の基本

一　に相当する月数（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する理由又はこれに準ずる理由により、現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前三項により計算した在職期間から除算する。ただし、同法第二十八条第二項第二号の規定に該当した者に係る休職において無罪の判決が確定した場合の休職期間及び教育公務員特例法第十四条の規定による休職期間については、この限りでない。

5　略

6　前各項の規定により計算した在職期間に一年未満の端月数がある場合には、六月以上の端月数はこれを一年とし、六月未満の端月数はこれを切り捨てる。ただし、第七条又は第八条の規定による退職手当

額を計算する場合については、これを一年とする。

7　前項の規定は、第八条第二項の規定による退職手当の基本額又は第十五条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8　略

（退職手当の支給制限）

第十三条　略

2　一般の退職手当のうち、第十一条の三の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、退職手当の基本額が支給されない者には支給しない。

（刑事事件に関し退職した場合等の退職手当の取扱い）

第十六条　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規

を計算する場合については、これを一年とする。

7　前項の規定は、第八条第二項又は第十五条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8　略

（退職手当の支給制限）

第十三条　略

（刑事事件に関し退職した場合等の退職手当の取扱い）

第十六条　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規

定する略式手続によるものを除く。第三項及び次条第五項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。この場合において、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、第十条の規定による一般の退職手当の額（無罪の言渡しを受けたときは本来受けるべき一般の退職手当の額）を支給する。

2　前項後段の規定により一般の退職手当を支給する場合においては、同項後段の規定により支給すべき一般の退職手当の額から既に支給を受けた前条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、同項後段の規定により支給すべき一般の退職手当の額が既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項後段の規定による一般の退職手当は、支給しない。

定する略式手続によるものを除く。第三項及び次条第五項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。この場合において、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、第十条に定められた退職手当の額（無罪の言渡しを受けたときは本来受けるべき退職手当の額）を支給する。

2　前項後段の規定により退職手当を支給する場合においては、前項後段の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた前条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において前項後段の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた前条の規定による退職手当の額以下であるときは、前項後段の規定による退職手当は、支給しない。

3　前二項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の支給の一時差止め）

第十六条の二　任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ず

3　前二項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第十六条の三第一項において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の支給の一時差止め）

第十六条の二　任命権者は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ず

ると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2～4　略

5　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第二号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一　略

二　一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合

6～11　略

ると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2～4　略

5　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第二号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一　略

二　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合

6～11　略

（退職手当の返納）
第十六条の三　退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第十五条第一項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。
一及び二　略
2及び3　略
（都職員等となつた者の取扱い）
第十八条　職員が引き続いて都職員等となつたときは、この条例による退職手当は、支給しない。ただし、地方公共団体又は規則法人（以下「地方公共団体等」という。）に就職した場合において、その者の職員と

（退職手当の返納）
第十六条の三　退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第十五条第一項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。
一及び二　略
2及び3　略
（都職員等となつた者の取扱い）
第十八条　職員が引き続いて都職員等となつたときは、この条例による退職手当は、支給しない。ただし、地方公共団体又は規則法人（以下「地方公共団体等」という。）に就職した場合において、その者の職員と

資　料　1

しての在職期間が、当該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているときは、この限りでない。

附　則

1～4　略

5　前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する一般の退職手当の額は、第五条から第十一条の三までの規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた一般の退職手当の額を控除した額とする。

6　第十二条第五項の規定による先の職員としての在職期間及び都職員等としての在職期間（以下「通算対象期間」という。）について、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の退職手当

しての勤続期間が、当該地方公共団体等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程によりその者の当該地方公共団体等の職員としての勤続期間に通算されないことに定められているときは、この限りでない。

附　則

1～4　略

5　前項の規定の適用を受けて退職した者に対して支給する退職手当　　の額は、第五条から第十一条の二までの規定により計算して得た額から先の職員としての在職期間について支給を受けた退職手当　　の額を控除した額とする。

6　第十二条第五項の規定による先の職員としての在職期間及び都職員等としての在職期間（以下「通算対象期間」という。）について、条例　　の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けた者の退職手当

の基本額は、第五条から第十一条の二までの規定にかかわらず退職日給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が、通算対象期間を通算しないとした場合の退職手当の基本額に満たないときは、通算対象期間を通算しないとした場合の額とする。

一　その者が第五条から第十一条の二までの規定により計算した額の退職手当の基本額の支給を受けるとした場合における当該退職手当の基本額の当該退職日給料月額に対する割合

二　その者が、先の職員を退職した際及び都職員等を退職した際に支給を受けた退職手当の基本額その他この条例の規定による退職手当に相当する給与の額のその計算の基礎となつた給料月額に対する割合

の額は、第五条から第十一条の二までの規定にかかわらず退職の日におけるその者の給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が、通算対象期間を算入しないとした場合の退職手当に満たないときは、通算対象期間を算入しないとした場合の額とする。

一　その者が第五条から第十一条の二までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

二　その者が、先の職員を退職した際及び都職員等を退職した際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となつた給料月額に対する割合

資料　1

7　前項に規定する退職手当に相当する給与の支給を受けた者の第十一条の三の規定の適用については、通算対象期間は、同条第四項に規定する基礎在職期間に含まないものとする。

8　略

9　略

10　略

11　略

12　略

13　略

14　杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第十一号）附則第十項の規定により読み替えて準用される附則第四項に規定する人事委員会が定めるものに対する第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「給料の調整額の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受

7　略

8　略

9　略

10　略

11　略

12　略

13　杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第十一号）附則第十項の規定により読み替えて準用される附則第四項に規定する人事委員会が定めるものに対する第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「調整額　　の額に相当する規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受

けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のもの」とあるのは「給料の調整額の額に相当する規則で定める額から一万三千円（杉並区職員の給与に関する条例附則第九項に規定する人事委員会が定めるものに該当する場合は、同項の表の上欄に掲げる年度において、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加算した額。以下この項において「減ずる額」という。）を減じた額）」と、「加えた額とする」とあるのは「加えた額とする。この場合において、減ずる額が給料の調整額の額に相当する規則で定める額以上となるときは、この項の規定による退職手当は支給しない」とする。

けていた調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のもの」とあるのは「調整額の額に相当する規則で定める額から一万三千円（杉並区職員の給与に関する条例附則第九項に規定する人事委員会が定めるものに該当する場合は、同項の表の上欄に掲げる年度において、それぞれ同表の下欄に掲げる額を加算した額。以下この項において「減ずる額」という。）を減じた額）」と、「加えた額とする」とあるのは「加えた額とする。この場合において、減ずる額が調整額の額に相当する規則で定める額以上となるときは、この項の規定による退職手当は支給しない」とする。

資　料　2

退職手当制度改正の概要

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

<table>
<tr><th>項目</th><th>改　正　内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">退職手当の
算出方法の
改正</td><td>1　一般の退職手当の額の算出方法を改正する。
[現行]
退職日給料月額×支給率（退職理由別・勤続年数別）
[改正]
退職手当の基本額（※）＋退職手当の調整額
※　退職手当の基本額は、現行の「退職日給料月額×支給率（退職理由別・勤続年数別）」で算出する。</td></tr>
<tr><td>2　退職手当の調整額を新設する。
退職手当の調整額は、「評価期間におけるポイントの合計点数×調整額単価」により算出する。
(1) 評価期間　退職年度を含む退職前２０年度間とする。
(2) ポイント　職務・職責に応じて１年度当たりのポイントを設定する。
<table><tr><td>区　分</td><td>1号</td><td>2号</td><td>3号</td><td>4号</td><td>5号</td><td>6号</td><td>7号</td><td>8号</td></tr><tr><td>ポイント</td><td>240</td><td>190</td><td>140</td><td>90</td><td>70</td><td>60</td><td>50</td><td>0</td></tr></table>(3) 単　　価　1,000 円とする。ただし、地域手当の支給割合が 18%に達するまでは単価を減額する。</td></tr>
<tr><td>3　退職手当の基本額の算出方法の特例を設ける。
(1) 子が１歳に達する日の属する月までの期間について、育児休業による除算期間を現行の 1/2 から 1/3 に緩和する。
(2) 降格等の給与改定以外の理由で給料月額が減額されたことがある場合に、降格前の期間については減額前の給料月額に基づいて退職手当の基本額を算出する特例を設ける。</td></tr>
<tr><td>実施の時期</td><td>平成１９年1月1日</td></tr>
<tr><td>経 過 措 置</td><td>1　平成１８年度の退職者の特例を設ける。
現行制度の退職手当額と同程度となるよう特例を設け、調整額の支給は行わないこととする。
2　平成１９年度以降の退職者の特例を設ける。
激変緩和のため、定年退職等により退職する者に限り、平成２３年度までの特例として、在職期間別に最低保障ポイントを設ける。</td></tr>
</table>